

大野中地区防災計画

(令和4年4月)

大野中地区まちづくり会議
大野中地区防災計画検討部会

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 地区防災計画の構成及び組織編成・・・・・・・・P 1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・P 4
- 3 事業者の役割・・・・・・・・P 5
- 4 中高層共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・P 5

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・P 6

第4章 相模原市防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 相模原市防災アセスメント調査とは・・・・・・・・P 7
- 2 想定地震と条件・・・・・・・・P 7
- 3 建物被害・・・・・・・・P 7
- 4 人的被害・・・・・・・・P 8

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
- 2 自主防災組織の強化・・・・・・・・P 9
- 3 自主防災組織の編成と各班の役割・・・・・・・・P 9
- 4 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・P12
- 5 火災延焼対策・・・・・・・・P12
- 6 空き家対策・・・・・・・・P12
- 7 災害危険の把握・・・・・・・・P13
- 8 中高層共同住宅等の災害対策・・・・・・・・P13

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15
- 5 防災資機材等の点検・管理・・・・・・・・・・・・・・・・P16
- 6 災害時要援護者の把握、避難支援体制・・・・・・・・P16
- 7 新型コロナウイルス等の感染症対策・・・・・・・・P17

3 応急対策計画

第1章 大野中地区連合自主防災組織活動

- 1 大野中地区連合自主防災隊本部の設置・・・・・・・・P18
- 2 地区本部の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
- 3 地区本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
- 4 災害時の動員・連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・P18
- 5 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・P18
(フロー図は P23～P24)

第2章 応急対策活動

- 1 水防活動、初期消火活動・・・・・・・・P19
(フロー図は P25～P26)
- 2 救出・救護・搬送・・・・・・・・P19
(フロー図は P27～P30)
- 3 避難誘導・・・・・・・・P20
(フロー図は P31～P32)
- 4 避難所運営・・・・・・・・P20
- 5 給食・給水活動・・・・・・・・P20
(フロー図は P33～P34)
- 6 災害時要援護者対策・・・・・・・・P20
(フロー図は P35～P36)
- 7 住民の安否確認・・・・・・・・P21
- 8 在宅避難者の把握・支援・・・・・・・・P21

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

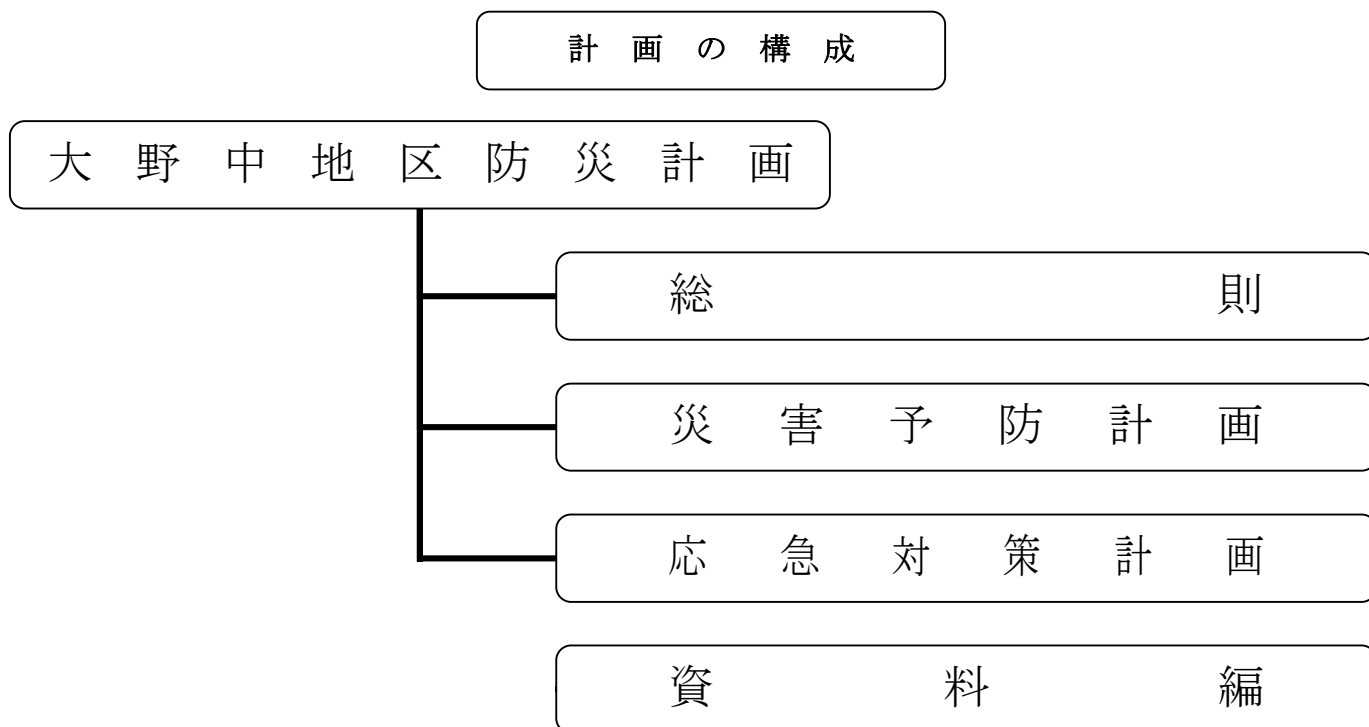
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害から、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるということが教訓として得られたため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

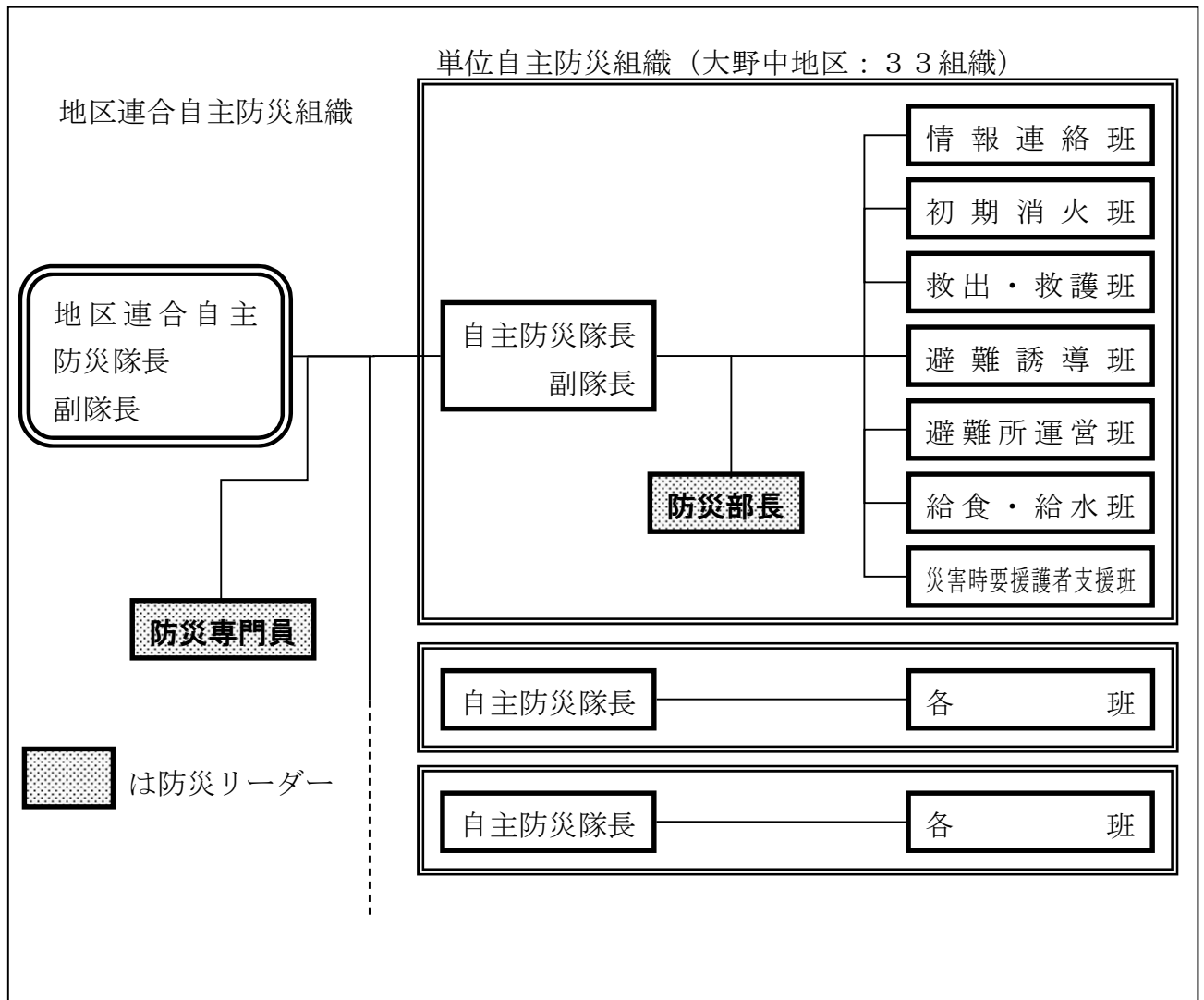
2 地区防災計画の構成及び組織編成

大野中地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画及び資料編で構成する。

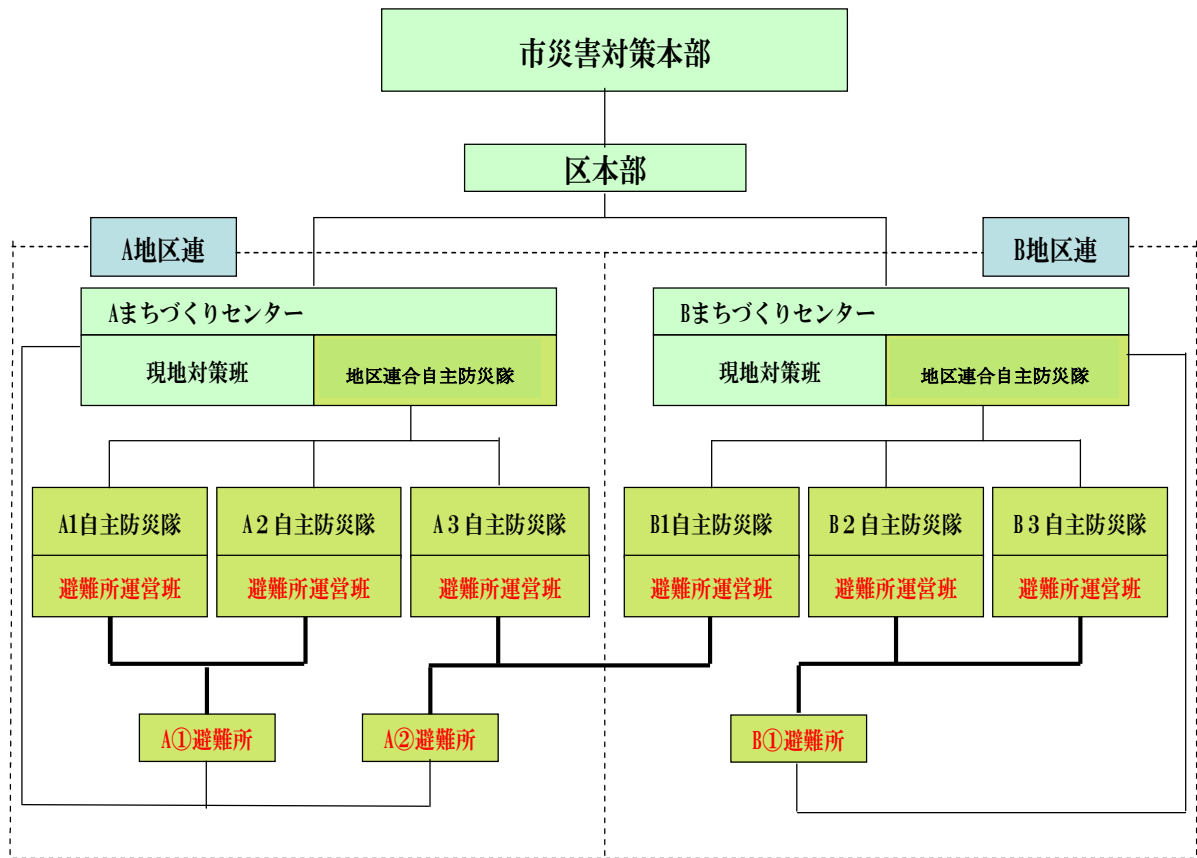
大野中地区防災計画の基となる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織並びに地区連合自治会を単位とし、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行う。



組織編成イメージ図



組織体系イメージ図



3 計画の修正

大野中地区防災計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるように、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。また、計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルール作りをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組に努める。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信するように努める。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動するように努める。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するなど、「共助」の取組に努める。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検に努める。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組に努める。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等に努める。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時における一斉帰宅抑制に必要な3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等に必要な資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 中高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物の良好な維持管理に努め、耐震性の確保並びに防災設備（防火扉・消火栓・消火器等）の保守及び点検を徹底するよう努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス及び上下水道等の停止を想定した緊急時の対応策を自主防災組織と連携を密にして、その整備に努める。
- (3) 災害時には、周辺住民や自主防災組織との連携により、その災害の被害拡大の減少に努める。
- (4) 災害時には、速やかに現場の状況を把握し、危険箇所及び不良箇所等の復旧に努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

大野中地区は、市の東部に位置し、木もれびの森や境川周辺に残る斜面緑地など、豊かな緑が残る地区で、地区の北端には町田市との境界があり、境川が流れている。

地形的にはほぼ平坦ではあるが、一部の場所では過去に浸水履歴のある区域があるほか、境川沿いは一段低い段丘面となっており、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域がある。

また、地区を流れる境川では、想定最大規模降雨（1,000年以上に1回の確率で発生する大雨）による「洪水浸水想定区域」が公表されており、24時間総雨量が632mmのときに、深いところでは5m以上の浸水が予測されている。

2 社会的条件

(1) 人口

大野中地区の人口は、28,709世帯、62,356人で、南区人口分布の22.5%、市内人口分布の8.7%を占めている。年齢別では、15歳未満（年少人口）が11.7%、15歳以上65歳未満（生産年齢人口）が61.3%、65歳以上（高齢人口）が27.0%となっており、平均年齢は47.2歳である。

（令和3年4月1日現在 住民基本台帳）

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	平均年齢 (歳)	0歳～14歳 (%)	15歳～64歳 (%)	65歳～ (%)
大野中地区	28,709	62,356	47.2	11.7	61.3	27.0
南区	136,131	277,390	46.7	11.5	62.8	25.7
相模原市	344,745	718,219	46.7	11.7	62.2	26.1

(2) 交通

大野中地区内の一般国道は、横浜市西区を起終点とする国道16号が通っており、一般県道は、県道52号相模原町田線が通っている。また、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線の古淵駅は、一日あたりの平均乗降客数が35,394人（令和2年度）となっている。

第4章 相模原市防災アセスメント調査による地区被害想定 (平成26年5月)

1 相模原市防災アセスメント調査とは

相模原市防災アセスメント調査とは、2011年（平成23年）に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や国の地震被害想定の見直しを踏まえ、相模原市が平成18年度に実施した「相模原市防災アセスメント調査」をもとに市内に大きな被害をもたらす可能性がある地震の想定を最新の科学的知見に基づいて見直すとともに、地域社会に関するデータを更新したものである。

2 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）

3 建物被害※（ ）内は市内全域

建物被害は次のとおりである。※冬18時

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	15,958 (178,173)	912 (7,964)	222 (1,366)	0 (147)	2,552 (24,904)
西部直下地震		86 (3,621)	12 (198)	0 (142)	893 (16,973)
大正関東タイプ地震		141 (1,324)	0 (0)	0 (126)	1,178 (10,272)

単位：棟

4 人的被害 ※ () 内は市内全域

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死 者	58 (498)	5 (225)	8 (80)
	閉 込 者	292 (2,935)	29 (1,295)	46 (524)
	重 傷 者	60 (599)	6 (294)	10 (102)
	軽 傷 者	358 (3,823)	108 (2,507)	143 (1,359)
冬18時	避 難 者 当 日	2,411 (24,024)	361 (11,285)	487 (5,441)
	避 難 者 1 週 間 後	5,354 (60,757)	2,048 (38,733)	2,502 (27,951)

単位：人

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の強化

- (1) 大野中地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の連携強化を図るとともに、地区内の防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 大野中地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう訓練等を実施する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市大野中地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導

区分	平常時	災害時
	防災訓練の実施	連絡・調整
内容	<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を越えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。地区連合防災隊長や防災専門員は、市や単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、対策本部を設置し、現地対策班・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を越えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、現地対策班とともに、大野中まちづくりセンターに設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等の消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域住民は、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

また、初期に消火することができるようにするため、自主防災組織等は、消火資機材の整備を推進する。

5 火災延焼対策

自主防災組織等は、木造密集地など市街地大火の危険の高いところに対して感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

6 空き家対策

大野中地区は、市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発し、地区の防災力向上につなげていく。

7 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（洪水・浸水・土砂）
- ④ さがみはら防災マップ
- ⑤ 地区内の踏査（自治会等によるアンケートの実施）

8 中高層共同住宅等の災害対策

中高層共同住宅の管理者等は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活するための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

自主防災組織等は、地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ ひばり放送が聞こえない場合の確認方法に関すること。
- ⑨ マイ・タイムラインの作成に関すること。
- ⑩ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

各家庭において、災害に備えて以下の取組を行う。

- (1) 定期的に災害を想定して、安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行い、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。
- (2) 大雨や台風に備えて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、風水害時に避難する必要があるか確認する。
- (3) いつ、どこに、どのように避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。

4 防災訓練の実施

自主防災組織等は、大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練、総合訓練及び体験イベント型訓練とする。

(2) 個別訓練

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 初期消火訓練
- ③ 避難誘導訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練（D I G、クロスロード）

D I G…Disaster(災害) Imagination (想像力) Game (ゲーム) の略。参加者が地図を囲みながら、ゲーム感覚で積極的に災害時の対応策を考える簡易型の図上訓練。

クロスロード…災害現場で実際に起こった葛藤をカードにしたもので、その課題について話し合うゲーム。

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9/1）に実施するように努める。総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

自主防災組織等は、防災資機材等の備蓄及び管理を次により行う。

(1) 配備計画

配備計画書を作成し、防災倉庫等に備えておく。

(2) 定期点検

市防災週間（7月第1土曜日から1週間）を全資機材の点検日とする。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

大野中地区では、災害が発生した場合に、障害者及び高齢者等に対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護方法等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から高齢者等避難、避難指示等が出たとき、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導する。また、視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。

(4) 避難場所

① 避難経路 各自治会により避難経路の検討を行う。

② 避難場所 ^{いっとき}一時避難場所…災害時、一時的に避難する場所。空き地や公園等で、自治会が指定するもの。

広域避難場所…延焼火災で、地域内では身の安全が確保できないときに避難する場所で、市が指定する、小・中学校、高等学校、大学等の広い場所。

風水害時避難場所…洪水や土砂災害から身の安全を守るために一時的に避難する場所で、市が指定する、小・中学校、公民館等。

避難所……………災害等によって被災し、自宅で生活が送れない市民を受け入れるための場所で、市が指定する小・中学校等。

7 新型コロナウイルス等の感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症のまん延を防止するため、避難所における避難所運営マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の場所に避難する「分散避難」の普及啓発を行う。

また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品の備蓄を啓発する。

3 応急対策計画

第1章 大野中地区連合自主防災組織活動

1 大野中地区連合自主防災隊本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、大野中まちづくりセンターに「大野中地区連合自主防災隊本部（以下、「地区本部」という。）」を設置する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）あるいは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、又は、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、地区連合自主防災隊長が必要と認めた際に地区本部を設置する。

地区本部を設置した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

2 地区本部の活動

地区本部は、大野中地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。

また、各避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行う。

3 地区本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、地区本部を廃止する。

地区本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、連合自主防災隊長等は、必要に応じて連合自主防災隊員の動員を指示する。

5 情報の収集・伝達（フロー図は23～24ページ参照）

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

【情報の収集・伝達の方法】

テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、FMさがみ及び伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動（フロー図は25～26ページ参照）

(1) 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が堤防高近くになった場合には、自主防災組織等は、浸水（内水）被害や堤防被害を防ぐため、消防機関等に協力するよう努める。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関等に協力するよう努める。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2 救出・救護・搬送（フロー図は27～30ページ参照）

(1) 救出・救護活動

地区住民は、建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 医療機関への連絡

自主防災隊の救出・救護班は、傷病者が医師の手当を必要とすると認めたとき、または避難所、救護所から医療機関への搬送が必要とされる時は、防災機関の設置する救護所等に搬送する。

救護所……………大沼小学校、大野小学校

拠点救護所…相模原南メディカルセンター

(4) 防災関係の出動要請

自主防災隊の救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

3 避難誘導（フロー図は 31～32 ページ参照）

自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

（1）避難誘導の指示

市長から高齢者等避難、避難指示等が出たとき、単位自主防災隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

（2）避難誘導

避難誘導班は、単位自主防災隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

（3）避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、「避難所運営マニュアル」のとおりとする。

4 避難所運営

避難所運営については、避難所ごとに作成された「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

5 給食・給水活動（フロー図は 33～34 ページ参照）

大規模な災害が起こると、水道が止まるうえに、流通機能が混乱するので食料の入手が困難になるが、被災地外からの救援物資が届くまで、少なくとも3日間はかかるので、その間は自力で対処しなくてはならない。

また、同時に、多くの人々に物資等を供給する際には、色々な問題も生じてくる。給食・給水のルールをつくり、リーダーを中心に秩序ある行動を心がけることが大切である。

なお、避難所における給食・給水、物資の供給は、避難者及び周辺の全住民が対象となる。

6 災害時要援護者対策（フロー図は 35～36 ページ参照）

自主防災組織等は、災害時において、障害者及び高齢者等の災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

（1）災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内での情報を共有するとともに地区本部に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

7 住民の安否確認

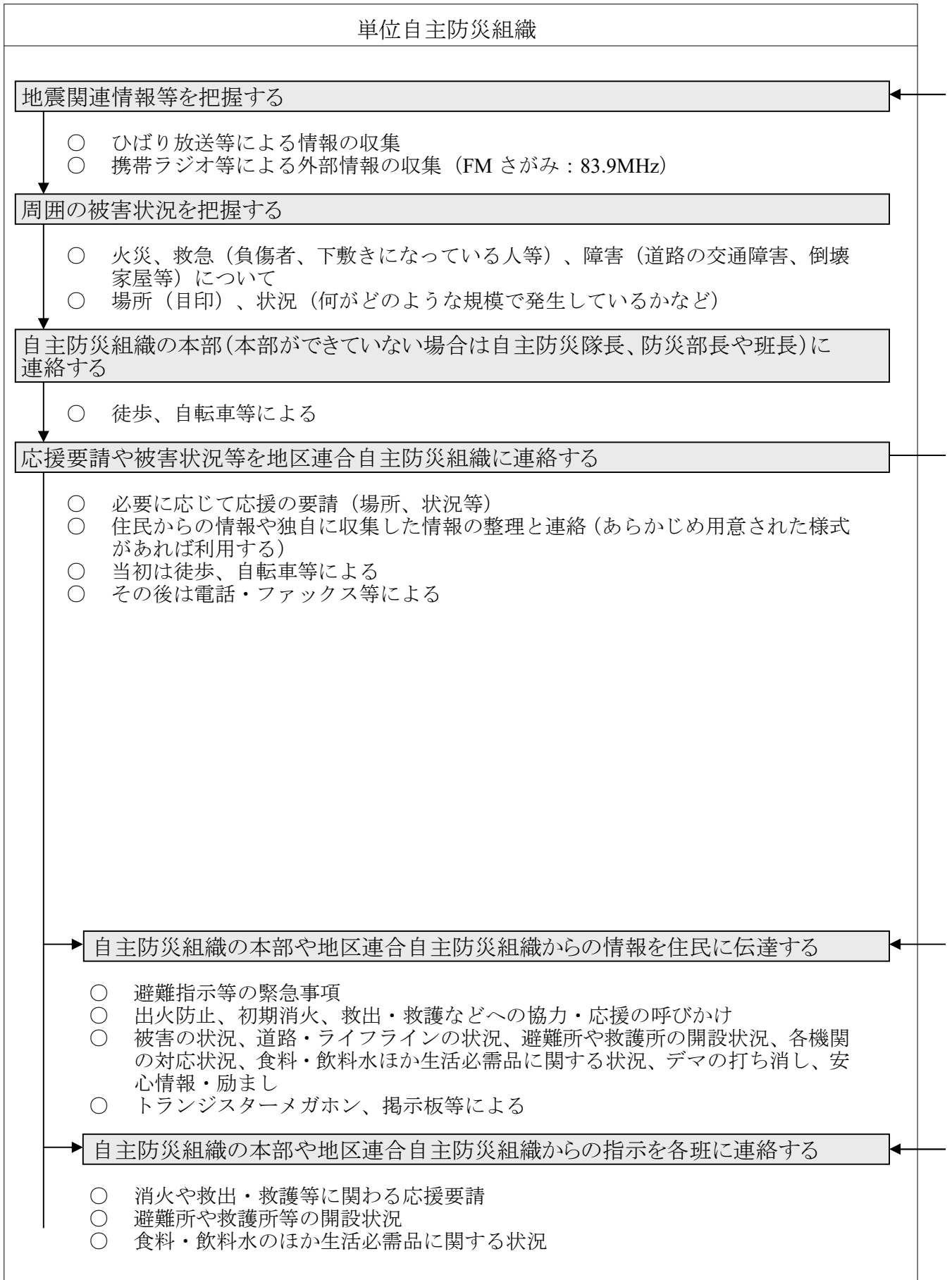
自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

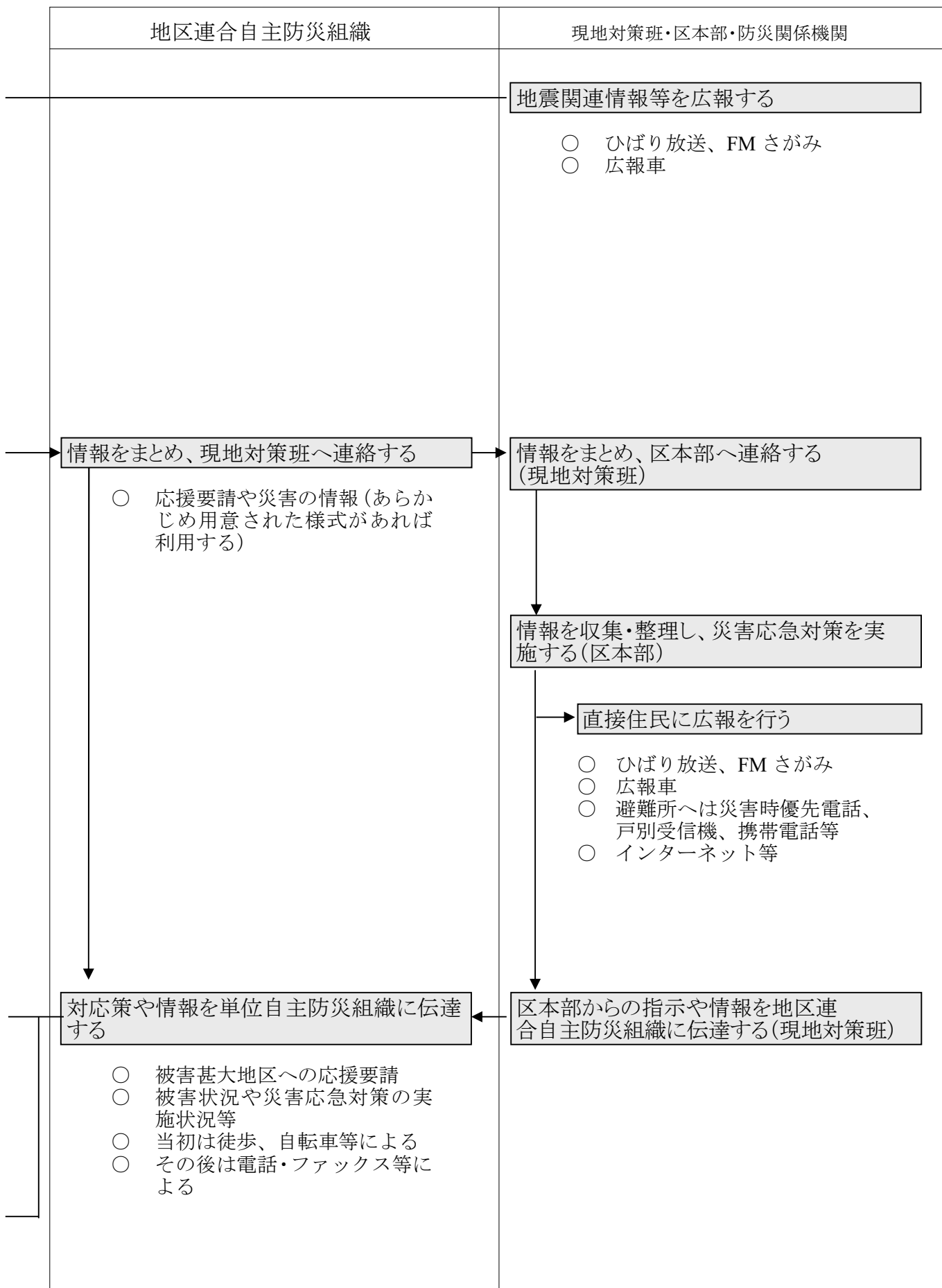
また、収集された情報については、適時、地区本部に報告を行い、報告を受けた地区本部は、随時、現地対策班に報告する。

8 在宅避難者の把握・支援

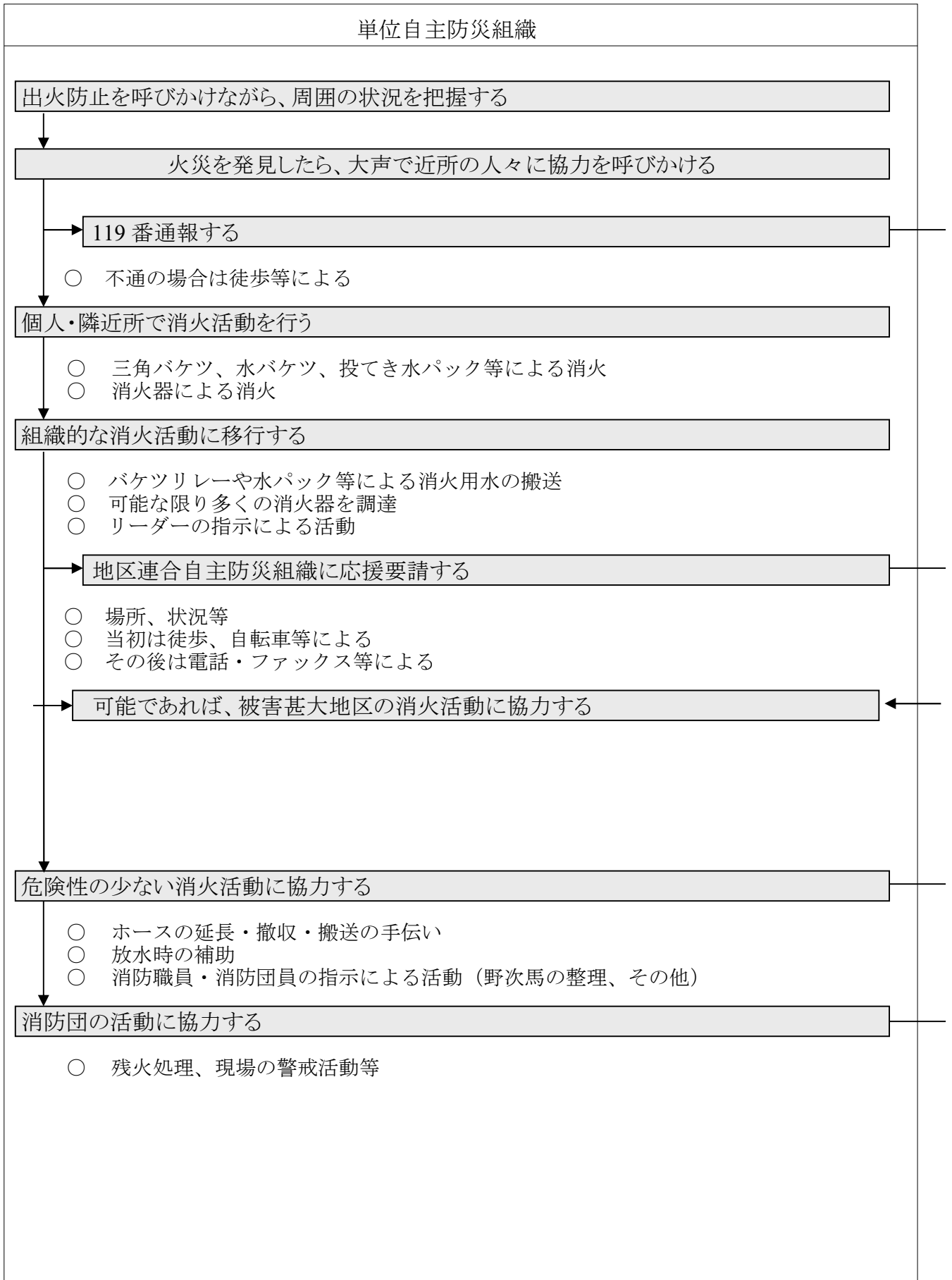
自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

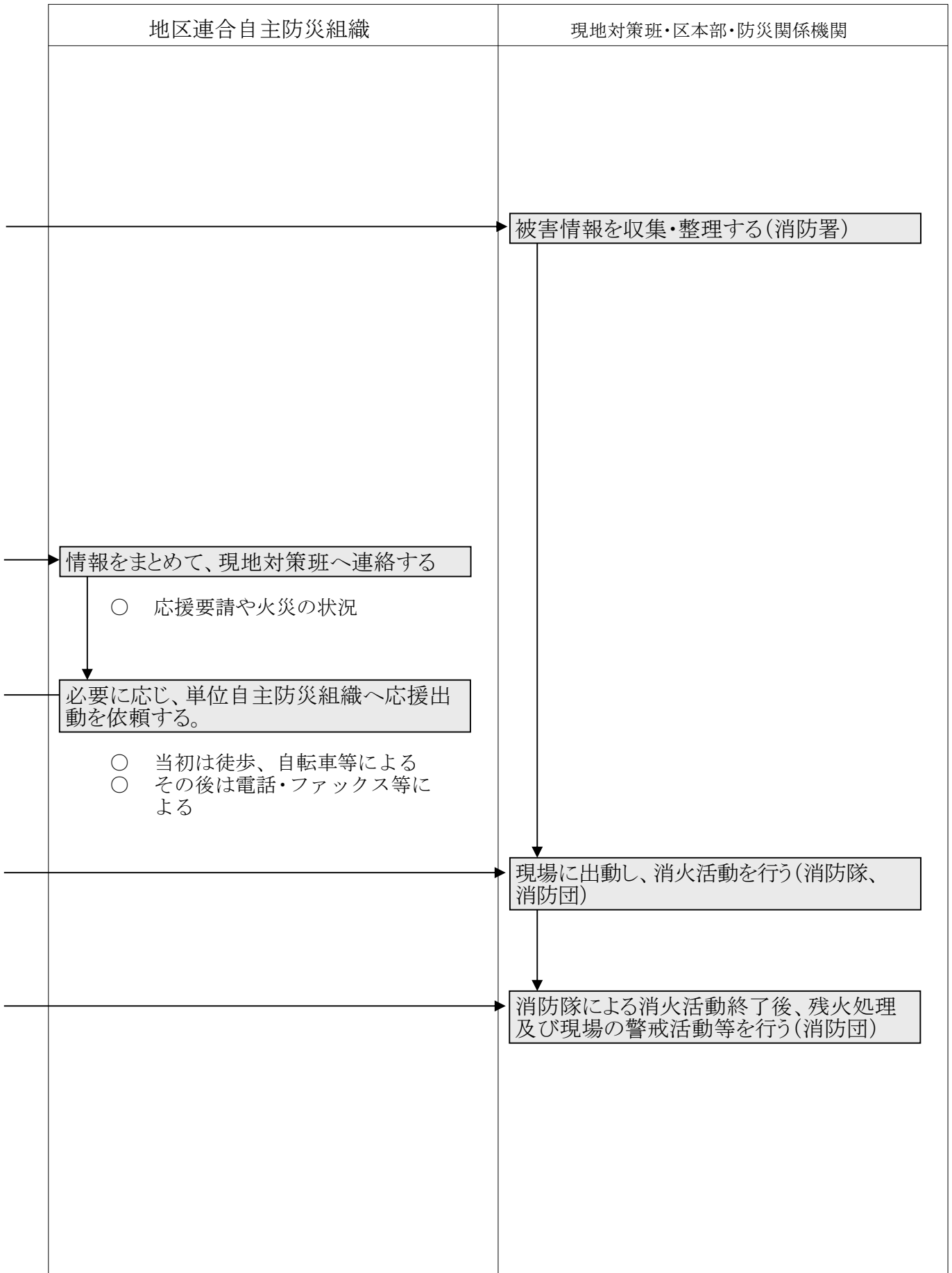
【情報収集・伝達活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考



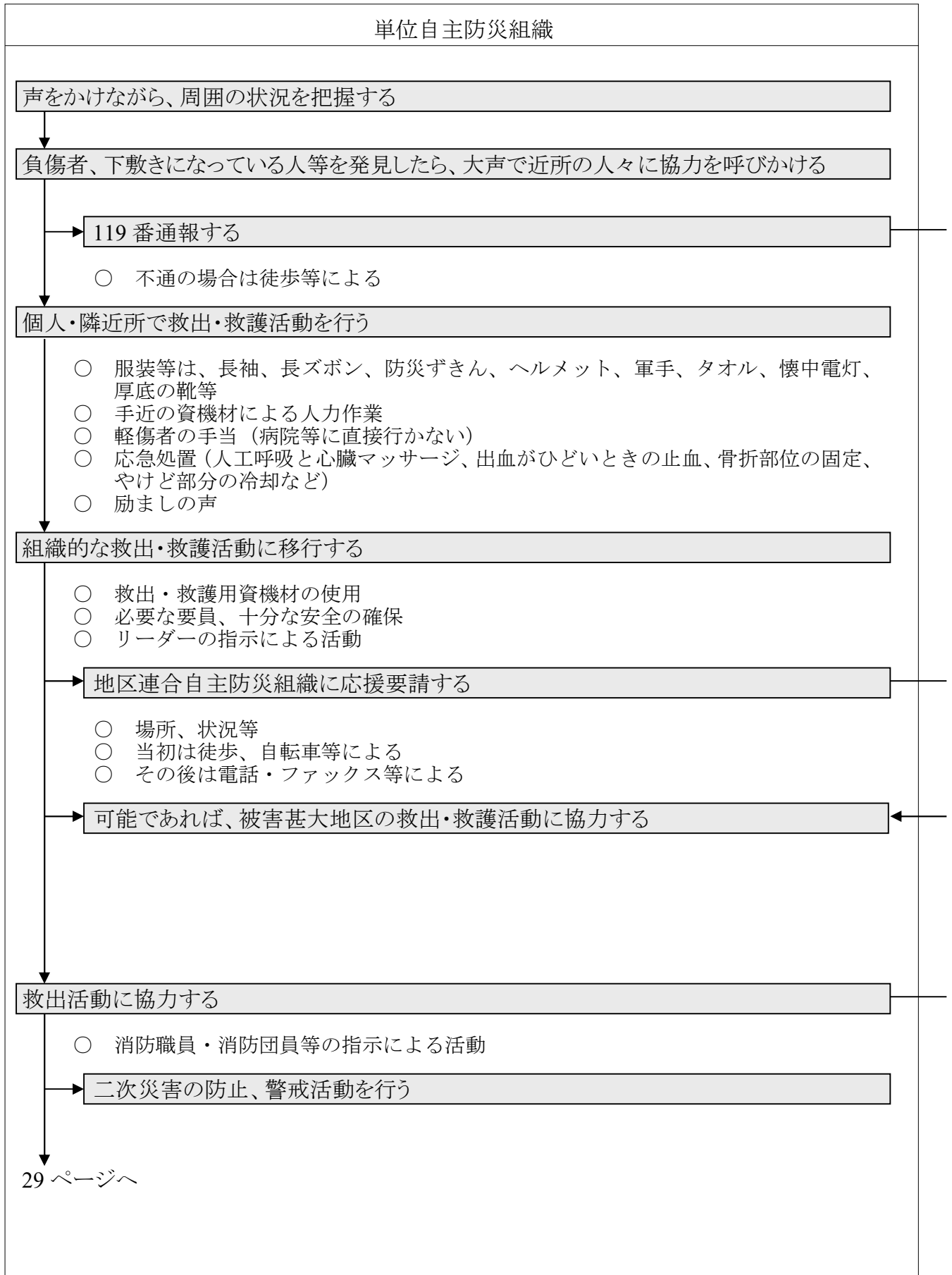


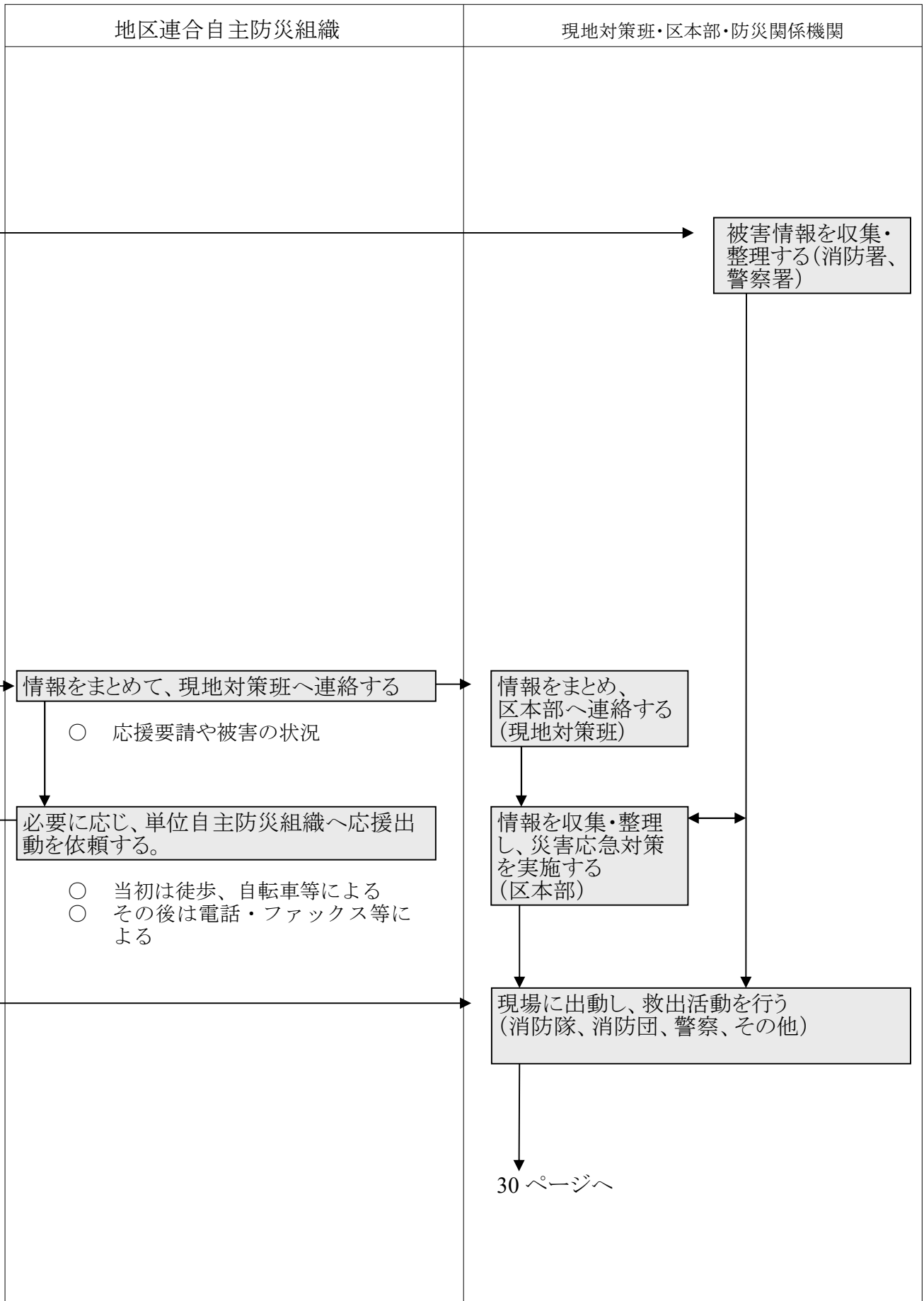
【初期消火活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考





【救出・救護活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考





単位自主防災組織

27 ページから



救 出



現場で直ちに応急手当を行う

- 軽傷者の手当（病院等に直接行かない）
- 応急処置（人工呼吸と心臓マッサージ、出血がひどいときの止血、骨折部位の固定）
- 励ましの声



負傷者は最寄りの救護所に搬送する

- 担架やリヤカー等による搬送
- 担架やリヤカー等がない場合は、毛布などによる応急担架、椅子等を活用して搬送
- 原則として2～3人で

地区連合自主防災組織	現地対策班・区本部・防災関係機関				
	28 ページから ↓				
救 出					
	<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">現場で直ちに応急救護を行う</div> <p style="text-align: center;">○ 応急処置</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">負傷者は最寄りの救護所に搬送する</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">応急手当、トリアージを行う</div>				
	<p style="text-align: center;">※ トリアージとは、多発患者の搬送のため、神奈川県医師会の定める基準に従ってその重傷度、緊急度、優先度を決定し、選別すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 負傷者は救護所へ 救護所として指定されている学校及び 拠点救護所は以下のとおりである </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">管 轄</th> <th style="width: 50%;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大野中まちづくりセンター</td> <td>大沼、大野小学校</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 拠点救護所 ・相模原南メディカルセンター </div>	管 轄	学 校 名	大野中まちづくりセンター	大沼、大野小学校
管 轄	学 校 名				
大野中まちづくりセンター	大沼、大野小学校				

【避難誘導活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考

単位自主防災組織

自主的な避難の判断を行う

- 火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生の危険性がある場合
- ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する

- 発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難指示の理由等
- 各自治会が選定している一時避難場所の周知
- ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの切断
- 携行品は、食料、薬、日用品、衣類、貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
- 服装等は、長袖、長ズボン、防災ずきん、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯、厚底の靴等
- 外出中の家族には連絡メモを
- トランジスターメガホン等による

一時避難場所に避難する

- 災害時要援護者のうち、援助が必要な人に対して優先的に声をかけ、必要に応じて援助する（車椅子、リヤカー、担架等の利用）
- 避難誘導要員を中心に、避難路を確保し、数人～数十人単位で
- 到着後人数を確認し、行方不明者がいれば危険のない範囲で安否の確認

避難指示等の解除や安全が確認された場合は、帰宅する

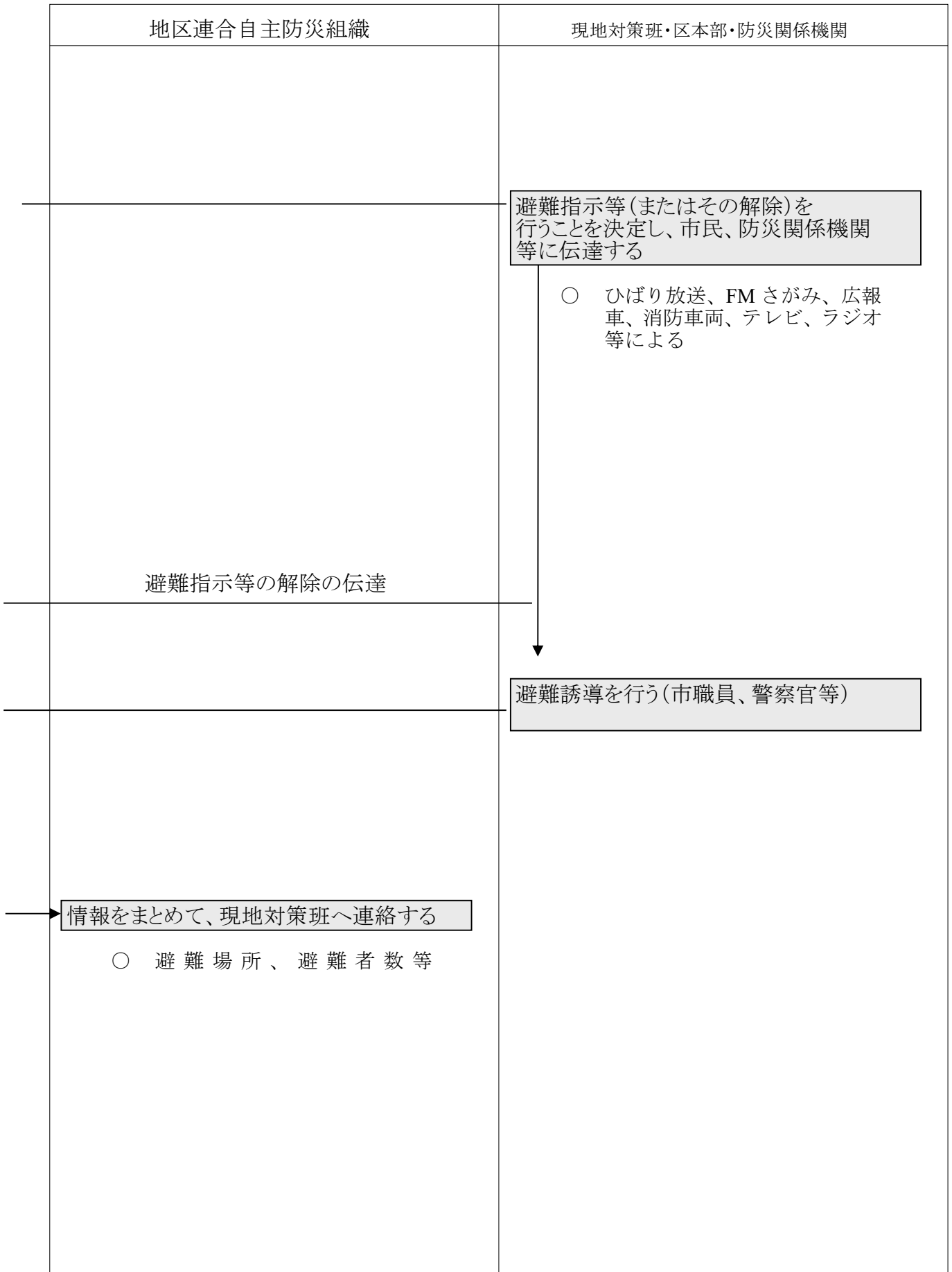
広域避難場所への移動が必要と判断される場合は避難者を誘導する

- 火災の延焼拡大による火煙やふく射熱から身を守る場合は広域避難場所へ
- 火災や倒壊等で建物を失った場合などは避難所へ
- 火災や風などの気象状況、建物の倒壊の状況等を踏まえ、複数のルートから避難経路を選択
- 避難者がはぐれないよう、自主防災組織旗・懐中電灯、避難誘導棒、ロープ、警笛等の活用
- 高齢者、障害者などの災害時要援護者は中央に
- 到着後、人数が揃っているか確認し、不明者は手分けして捜索

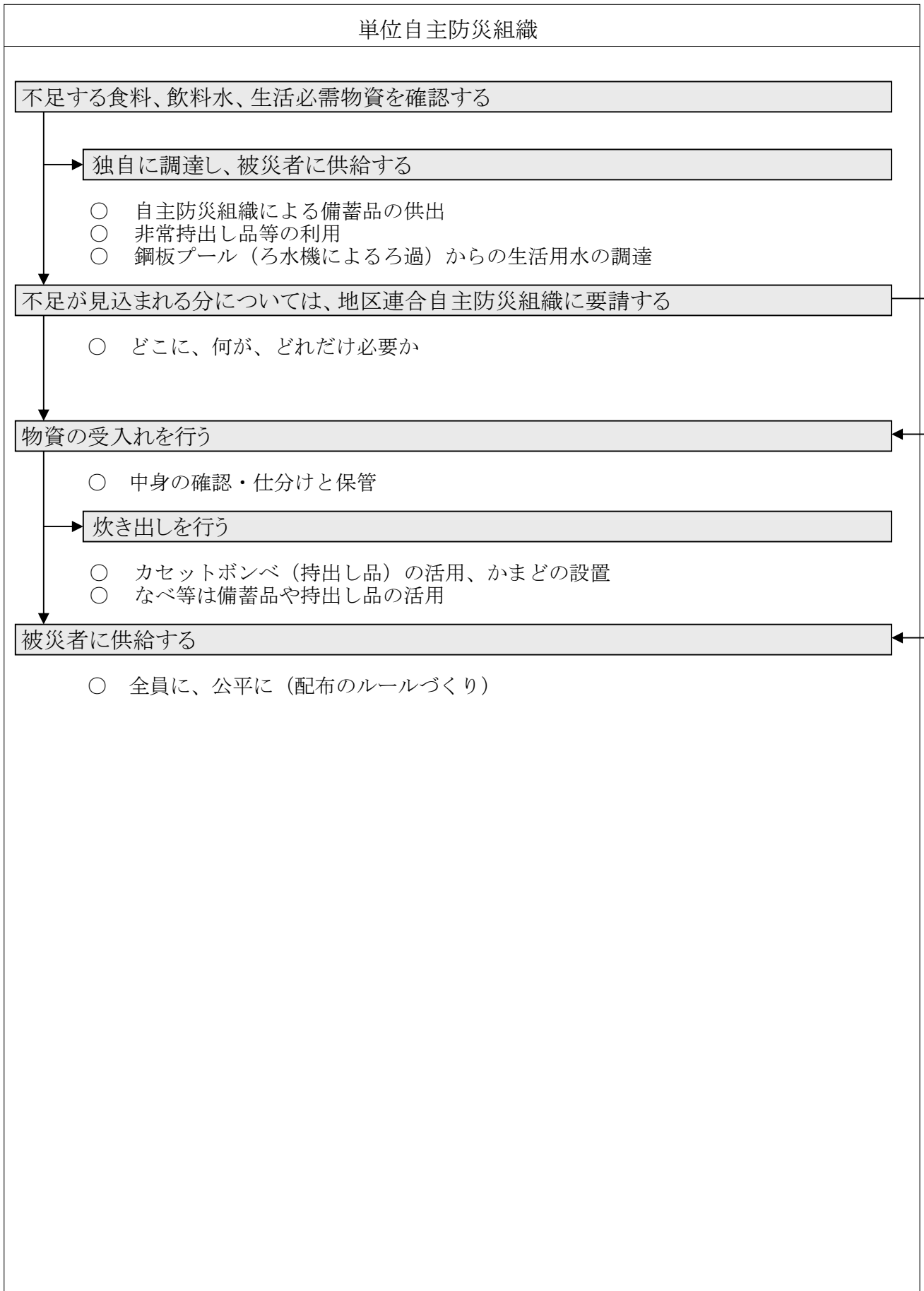
地区連合自主防災組織に避難状況を連絡する

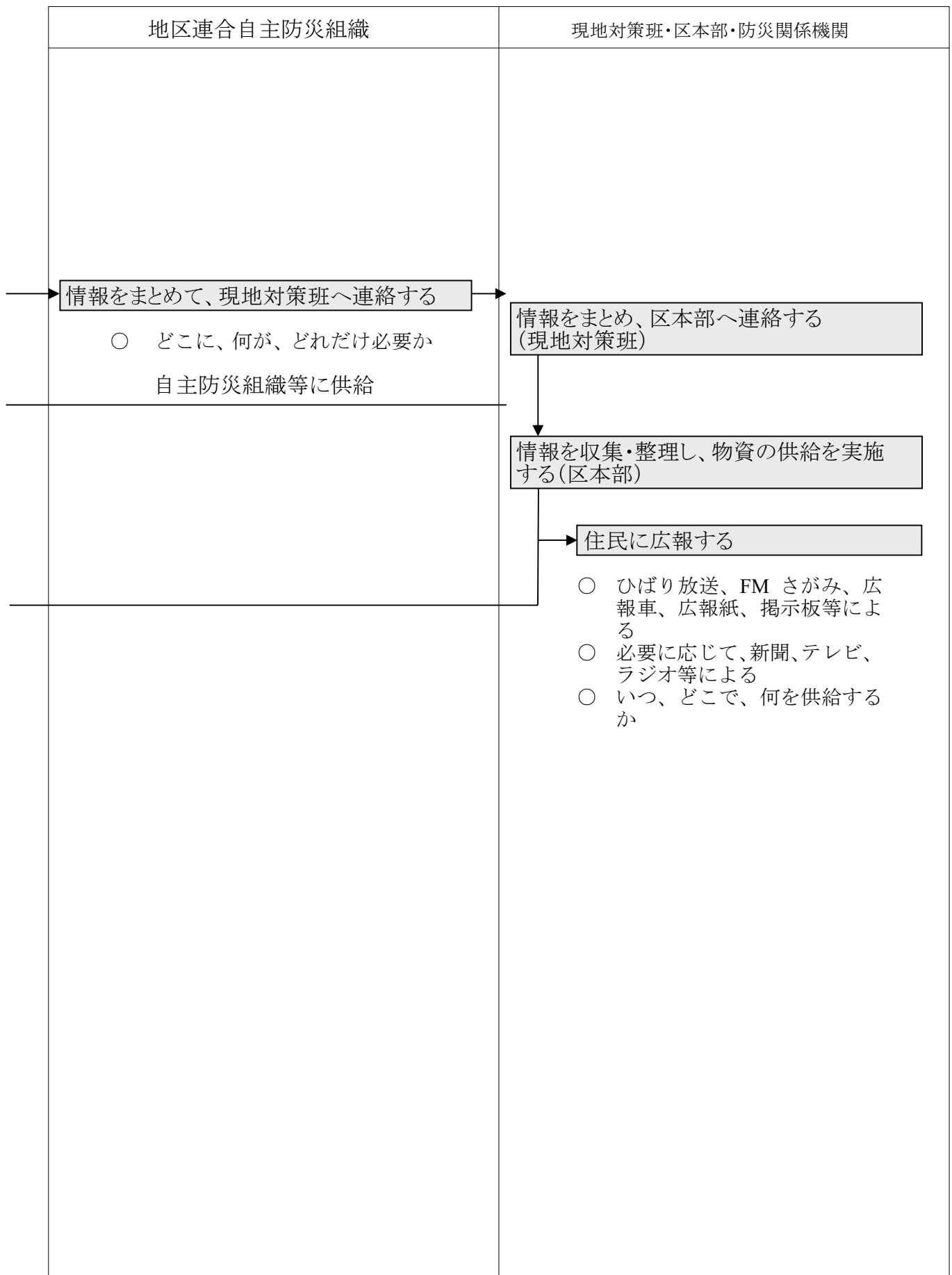
- 避難場所、避難者数等
- 当初は徒歩、自転車等による
- その後は電話・ファックス等による
- 避難所では、電話・ファックス、災害時優先電話、携帯電話等による

【避難所運営活動へ】



【給食・給水活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考





【災害時要援護者支援活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考

